

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案要綱

第一 下請代金支払遅延等防止法の一部改正

一 題名

題名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めること。

二 定義

1 専ら物品等の製造に用いる木型等の製造の委託を「製造委託」に追加すること。

(第二条第一項関係)

2 製造の目的物等の運送の委託を「製造委託等」に追加すること。(第二条第五項及び第六項関係)

3 「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改めるとともに、委託事業者及び中小受託事業者について常時使用する従業員の数の大小による基準を追加すること。

(第二条第八項及び第九項関係)

4 「下請代金」を「製造委託等代金」に改めること。(第二条第十一項関係)

三 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等

1 委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、中小受託事業者の給付の内容その他の事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならないものとする。

(第四条第一項関係)

2 委託事業者は、1に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、これを交付しなければならないものとする。

(第四条第二項関係)

四 委託事業者の遵守事項

委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合に禁止される行為として、次に掲げることを追加すること。

(第五条関係)

1 製造委託等代金の支払について手形の交付等を行うこと。

2 中小受託事業者が製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対し第五条の規定に違反する事実を知らせたことを理由として不利益な取扱いを行うこと。

3 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

五 遅延利息

遅延利息の対象として、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じた場合を追加すること。
(第六条第二項関係)

六 指導及び助言

公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣（以下「公正取引委員会等」という。）は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができるものとする事。
(第八条関係)

七 勧告

1 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業

者（委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下「違反委託事業者」という。）に対し、所要の措置をとるべきことを勧告するものとする。こと。
(第十条第一項関係)

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、所要の措置をとるべきことを勧告することができるものとする。こと。
(第十条第二項関係)

八 報告及び検査

公正取引委員会等による報告の徴収等の対象を追加すること。
(第十二条関係)

九 委託事業者等に関する情報の提供等

1 公正取引委員会等は、委託事業者等に関する情報を相互に提供することができるものとする。こと。

(第十三条第一項関係)

2 公正取引委員会は、関係行政機関の長に対し、委託事業者等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする事。

(第十三条第二項関係)

十 罰則

三の1及び2の規定に違反した場合の罰則を定めるものとする事。

(第十四条関係)

十一 その他

その他所要の規定を整備すること。

第二 下請中小企業振興法の一部改正

一 題名

題名を「受託中小企業振興法」に改める事。

二 定義等

1 「下請中小企業」を「受託中小企業」に、「下請企業振興協会」を「受託中小企業振興協会」に改める事。

(第一条及び第二十四条関係)

2 この法律において「製造委託等」とは、製造の目的物等の製造及び運送等を委託することをいうも

のとする事。

(第二条第一項関係)

3 「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改めるとともに、委託事業者及び中小受託事業者について、法人同士にあつても常時使用する従業員の数の大小による基準を追加すること。

(第二条第四項及び第五項関係)

4 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいうものとする事。

(第二条第六項関係)

三 指導等

主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする事。

(第四条関係)

四 振興事業計画

振興事業計画の承認対象を委託事業者及びその一若しくは二以上の中小受託事業者(当該中小受託事業者から受託取引として製造委託等(二以上の段階にわたる製造委託等を含む。)を受けた者を含む。)

以下「関係中小受託事業者」という。）又はその構成員の大部分が当該委託事業者の関係中小受託事業者である事業協同組合その他の団体とすること。
(第五条第一項関係)

五 国の責務等

1 国は、中小受託事業者の経営基盤の強化及び適正な受託取引を可能とする環境の整備その他受託中小企業の振興を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

(第二十三条第一項関係)

2 地方公共団体は、1の国の施策とあいまって、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

(第二十三条第二項関係)

3 国、地方公共団体、受託中小企業振興協会その他の関係者は、受託中小企業の振興を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

(第二十三条第三項関係)

六 その他

その他所要の規定を整備すること。

第三 附則

- 一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。
(附則第一条から第六条まで関係)
- 二 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第七条から第十三条まで関係)